

一般廃棄物処理実施計画

～みんなで目指す「循環型まちづくり」～

「もったいない！」

の心が育むまちをめざして



「田村富士」片曽根山

令和5年5月

田村市



12 つくる責任
つかう責任



1. 計画策定の趣旨

本市では、田村市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という）を令和3年3月に一部見直しを行いました。

基本計画では、“「もったいない！」の心が育むまちをめざして”を基本理念とし、一般廃棄物の適正処理と、紙ごみやプラスチックごみを始めとする資源化及びリサイクル率の向上に向け、市民・事業者・市が一体となった各種施策を推進することとしています。

2. 一般廃棄物処理の基本的事項

1. 処理区域 田村市全域
2. 計画期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
3. 計画人口 32,550人
4. 計画処理量

(1) ごみ

(単位：t/年)

分別区分	令和4年度計画値	令和4年度実績値	令和5年度計画値
可燃ごみ	6,643.00	8,539.90	6,303.00
不燃ごみ	165.00	277.83	154.00
危険ごみ	12.00	7.15	12.00
缶類	198.00	157.14	236.00
ガラスビン	357.00	272.23	409.00
紙類	557.00	439.68	661.00
ペットボトル	99.00	80.95	122.00
その他プラスチック	272.00	39.08	59.00
粗大ごみ	126.00	269.49	120.00
その他資源物	128.00	78.53	121.00
合計	8,557.00	10,161.98	8,197.00

(2) し尿・浄化槽発生汚泥量

(単位：m³/年)

	令和4年度計画値	令和4年度実績値	令和5年度計画値
し尿（汲み取り）	2,432	3,024	2,268
浄化槽汚泥	9,152	8,937	8,896
処理量計	11,584	11,961	11,164

※ 計画値については、「田村市一般廃棄物処理基本計画(R3.3)」より抜粋

3. 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ処理

ごみ処理主体（船引・常葉・都路）

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市	市	市（民間委託）
		三春町	市（民間委託）
不燃ごみ	市	市	市
資源ごみ	市	市	
危険ごみ	市	市	市
直接搬入ごみ	市	市	市
粗大ごみ	市	市	市

ごみ処理主体（滝根・大越）

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市	市	市（民間委託）
不燃ごみ	市	市	市
資源ごみ	市	市	
危険ごみ	市	市	市
直接搬入ごみ	市	市	市
粗大ごみ	市	市	市

(2) 生活排水処理等

生活排水の処理主体

区 分	処理対象の生活排水種類	主体
公共下水道 （大滝根水環境センター）	し尿及び生活雑排水	福島県
し尿処理施設 （たむら水再生センター）	し尿及び浄化槽汚泥	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等

4. 一般廃棄物の減量化・資源化のための取組と施策

市民の取り組み

【取組1】発生抑制(リデュース)の推進

【施策】

- ・もったいないの精神で生活スタイルを見直す
- ・商品購入時には必要かどうかの判断をし、リサイクルしやすい商品、長期間使用できる商品、詰替え商品などを選ぶ
- ・マイバックを持参し、レジ袋は使用しない
- ・簡易な包装の商品を選ぶ
- ・なるべくタオル、ハンカチ、ぞうきん等を使いティッシュペーパーの多用は避ける
- ・紙コップ、紙皿等の使い捨て商品、スプーンやストロー等のワンウェイプラスチック商品は、できるだけ使用しない
- ・食事は食べきれぬ量を考えて作る

【取組2】ごみ減量化の推進

【施策】

- ・ごみ減量化や、ごみ処理手数料の費用負担への理解と協力を行う
- ・生ごみは十分に水切りをする
- ・生ごみの堆肥化（生ごみ処理容器の活用）に取り組む

【取組3】環境教育、啓発活動の推進

【施策】

- ・啓発用パンフレット内容等の実践を行う
- ・体験学習や講習会等へ積極的に参加する
- ・環境美化運動等の各種活動へ積極的に参加する

【取組4】ごみ分別・リサイクルの推進

【施策】

- ・リサイクルに関する情報発信拠点やホームページ等を活用する
- ・リサイクル運動への積極的な参加や協力をする
- ・リサイクル関連法の理解や協力を行う
- ・ごみ分別の徹底に協力する
- ・事業者の拠点回収等に協力する
- ・廃食油の有効活用に協力する

【取組5】集団回収の促進

【施策】

- ・集団回収運動へ積極的に参加する

【取組6】再使用(リユース)の推進

【施策】

- ・再生した商品を購入、長期間使用する
- ・繰り返し使える商品等を積極的に選ぶ
- ・できるだけリターナブル容器を使用し、使い捨て容器や食器の使用を控える
- ・壊れたり故障したものは、できるだけ修理して使用する
- ・不要になったものは、必要な人に譲るなど、再使用できる方法を考える
- ・古着は、子供会等のリサイクルに出したり、パッチワークの材料等に利用する

【取組1】発生抑制(リデュース)の推進

【施策】

- ・もったいないの精神で循環できる原料での製造、流通工程等を見直す
- ・リサイクルしやすい商品づくりに努める
- ・商品が長期間使用できるような修理体制や部品の交換の容易性などを工夫する
- ・詰替え商品の販売やばら売りの推進に努める
- ・マイバック運動等に積極的に取り組む
- ・過剰包装の自粛等に努める

【取組2】ごみ減量化の推進

【施策】

- ・ごみ減量化や、ごみ処理手数料の費用負担への理解と協力を行う
- ・生ごみの堆肥化など資源化を図る

【取組3】環境教育、啓発活動の推進

【施策】

- ・啓発用パンフレット内容等の実践を行う
- ・体験学習や講習会等へ積極的に参加する
- ・環境美化運動等の各種活動へ積極的な参加や協力を行う

【取組4】ごみ分別・リサイクルの推進

【施策】

- ・リサイクルに関する情報発信拠点やホームページ等を活用する
- ・リサイクル運動への積極的な参加や協力をする
- ・リサイクル関連法の理解や協力を行う
- ・ごみ分別の徹底に協力する
- ・資源物の自主回収システムを構築する
- ・廃食油の有効利用に協力する

【取組5】再使用(リユース)の推進

【施策】

- ・材質の表示や分解を容易にするなど商品が再生しやすいように工夫する
- ・再生した商品などを積極的にPRする
- ・リターナブル容器を積極的に採用し、使い捨て容器や食器の使用を抑制する
- ・修理体制を構築し、部品は長期間保管する
- ・不要になったものは、必要な事業者に譲るなど、再使用できる方法を考える

【取組1】発生抑制(リデュース)の推進

【施策】

- ・もったいない運動を推進する
- ・庁用品等購入に際しては、リサイクルしやすい商品、長期間使用できる商品 詰替え商品などを選ぶ
- ・マイバック運動を積極的に推進する
- ・過剰包装の抑制運動を推進する

【取組2】ごみ減量化の推進

【施策】

- ・ごみ処理手数料の適宜見直しを検討する
- ・ゼロウェイスト（ごみを0に）への取組を検討する
- ・多量排出事業者へは減量への取り組みを指導する
- ・生ごみ処理容器の活用の推進を行う

【取組3】環境教育、啓発活動の推進

【施策】

- ・啓発用パンフレットの作成や検討を行う
- ・体験学習の推進をする
- ・環境教育のための講習会などを開催する
- ・環境美化運動など各種活動の開催、支援、参加促進を行う

【取組4】ごみ分別・リサイクルの推進

【施策】

- ・市の広報誌、SNS、アプリ等でリサイクルや関連法等に関する情報を発信する
- ・リサイクル運動を推進する
- ・ごみの分け方やごみ処理について、説明会等を開催し、ごみ分別の指導を行う
- ・ごみの収集、処理、処分の現状を市民等に理解してもらうため、ごみ処理施設の見学会などを開催する
- ・収集運搬許可業者の搬入実態調査について検討する
- ・情報提供等を行い、事業者の自主回収システムを支援する
- ・廃食用油の有効利用を行う

【取組5】集団回収の促進

【施策】

- ・資源回収制度の啓発及び積極的な活用の推進を行う
- ・資源回収団体への助成を継続する

【取組6】再使用(リユース)の推進

【施策】

- ・再生品の使用を促進する
- ・庁用品、公共関与事業における再生品の使用推進及び実践をする
- ・使い捨て品の使用抑制を促進する
- ・リターナブルびん等のリターナブル容器の利用を促進する
- ・不用品交換の情報提供等を検討する

5. 分別収集区分・排出区分

(1) 分別収集区分

分別収集については、下記のとおり、16品目の区分により実施いたします。

分別区分		品目・対象物
燃やせるごみ		生ごみ、革製品、ゴム製品、紙おむつ、汚れのあるプラスチックごみ、資源にならないプラスチック類
燃やせないごみ		ガラス、せともの、金属類、油びん、化粧用のびん等
危険ごみ		乾電池、蛍光管、卓上ガスボンベ、スプレー缶、水銀入りの体温計、使い捨てライター、点火棒ライター等
資源ごみ	缶類	主に飲料用のスチール・アルミ缶
	無色透明のびん	主に飲料用の無色透明びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	茶色のびん	主に飲料用の茶色びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	その他のびん	主に飲料用の透明・茶色以外のその他びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	ペットボトル	ペットボトル
	プラスチック類	プラスチック製容器包装（トレイ類、お菓子を包んでいるラップ類、発泡スチロール、カップ麺等の容器等）
	新聞紙	新聞紙、雑誌、段ボール、紙製容器、牛乳等の紙パック
	雑誌	
	段ボール	
	紙製容器	
	紙パック	
雑がみ	上記種別に含まれないコピー用紙等の不要紙	
粗大ごみ		指定袋に入らないごみ
小型家電製品		ノートパソコン、スマートフォン、デジタルカメラ等

(2) 排出区分

平成22年4月1日より田村市指定ごみ袋を統一し、指定ごみ袋によるごみの有料化を、継続し実施いたします。

分別区分		指定ごみ袋の区分
燃やせるごみ		もやせるごみ指定袋
燃やせないごみ		もやせないごみ・危険ごみ指定袋（兼用）
危険ごみ		もやせないごみ・危険ごみ指定袋（兼用）
資源ごみ	缶類	かん指定袋
	無色透明のびん	びん指定袋(茶びん・透明びん・その他びん兼用)
	茶色のびん	びん指定袋(茶びん・透明びん・その他びん兼用)
	その他のびん	びん指定袋(茶びん・透明びん・その他びん兼用)
	ペットボトル	プラスチック・ペットボトル指定袋（兼用）
	プラスチック	プラスチック・ペットボトル指定袋（兼用）
	新聞紙	それぞれ区分ごとに「ひも」で束ねる
	雑誌	
	段ボール	
	紙製容器	
	紙パック	
	雑がみ	紙袋または「ひも」で束ねる
粗大ごみ		各センターへ直接搬入
小型家電製品		回収場所へ搬入

※事業系ごみについては、搬入する施設に応じた搬出区分とする

市で処理できないごみ

分類	品目
適正処理困難物	農機類、建設廃材、自動車部品、バイク、ガスボンベ、ピアノ、スプリング付マットレス、ポリ浴槽、薬剤（農薬・除草剤等中身が入っているもの）、液体（燃料類ほか）

6. 収集方法

ごみ収集については、市内全域を収集エリアとして、下記の収集方法により実施します。
し尿収集は、たむら衛生処理センターが全地区を収集いたします。

(1) ごみ処理

分別区分		収集回数	収集体制	収集形態
燃やせるごみ		週 2 回	委託	ごみステーション
燃やせないごみ		月 1 回	委託	ごみステーション
危険ごみ		月 1 回	委託	ごみステーション
資源ごみ	プラスチック類	週 1 回	委託	ごみステーション
	缶類	月 1 回	委託	ごみステーション
	無色透明のびん			
	茶色のびん			
	その他のびん			
	ペットボトル			
	新聞紙			
	雑誌			
	段ボール			
	紙製容器			
	紙パック			
	雑がみ			
粗大ごみ				施設直接搬入
小型家電製品				施設直接搬入

(2) し尿・浄化槽汚泥処理等

項 目	収集体制	収集形態
し尿及び浄化槽汚泥	直営	計画収集

7. 中間処理計画

ごみ及びし尿の中間処理については、各中間処理施設において、適正に処理いたします。

○ごみの中間処理計画処理量

(単位:t/年)

区 分		中間処理施設	令和4年度	令和5年度
焼却処理	燃やせるごみ	田村西部環境センター たむらクリーンセンター	8,539.90	5,303.00
		オリックス資源循環株式会社		1,000.00
不燃・資源処理	燃やせないごみ	たむらクリーンセンター	277.83	154.00
	資源ごみ		1067.61	1,608.00
	危険ごみ	田村市船引清掃センター	7.15	12.00
	粗大ごみ		269.49	120.00
合計			10,161.98	8,197.00

※オリックス資源循環株式会社処理委託分は、全量再資源化となるため、最終処分が発生しない。

○ごみの中間処理方法

区 分		処 理 方 法
燃やせるごみ		焼却
燃やせないごみ		破碎（鉄・アルミ回収）・可燃残さ焼却
危険ごみ		再資源化
資源ごみ	プラスチック	サーマルリサイクル
	ペットボトル	売却（協業組合たむら環境センター）
	金属類（鉄、鉄2級、アルミA、アルミB）	売却（株式会社釜屋）
	古紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ）	売却（協業組合たむら環境センター）
	ガラスびん（無色、茶）	容器包装リサイクル協会ルートで委託処理
	ガラスびん（その他）	容器包装リサイクル協会ルートで委託処理
	いきびん	売却（協業組合たむら環境センター）
粗大ごみ		破碎（鉄・アルミ回収）・可燃残さ焼却

○し尿中間処理方法

処 理 方 式	処 理 方 法
水処理方式	破碎、濃縮、脱水、希釈後下水道放流
資源化方式	汚泥（脱水処理後助燃剤化） 剪定枝（破碎・膨潤処理後助燃剤化）

8. 最終処分計画

ごみ及びし尿の最終処分については、各最終処分施設において、適正に処理いたします。

○最終処分の計画処理量

(1) ごみ処理

(単位:t/年)

埋立物	処理の方法	最終処分施設	令和4年度	令和5年度
不燃残渣	埋立処分	たむら一般廃棄物最終処分場	277.83	218.00
焼却灰、飛灰(全量)		(株)ウイズウェイストジャパン 小野ウェイストパーク ※令和4年度は三戸ウェイストパーク	475.93	248.00
汚泥等		田村市船引一般廃棄物最終処分場	0.00	0.00
合計			753.76	466.00

(2) し尿・浄化槽汚泥処理等

項目		単位	令和4年度	令和5年度
汚泥量	し尿(汲取)	m ³ /年	3,024	2,268
	浄化槽汚泥	m ³ /年	8,937	8,896
	合計	m ³ /年	11,961	11,164

○最終処分方法

ごみ処理

区分	処分方法
燃やせるごみ	飛灰固化物及び主灰として外部処理
燃やせないごみ	埋立、リサイクル
危険ごみ	リサイクル
資源ごみ	リサイクル
粗大ごみ	埋立、リサイクル

し尿処理

放流先	阿武隈川上流流域下水道(田村処理区)大滝根水環境センター
放流水質等管理基準	pH: 5を超え9未満 BOD: 600 mg/L 以下 COD: — SS: 600 mg/L 以下 T-N: 240 mg/L 以下 T-P: 32 mg/L 以下 n-ヘキサン(動植物油脂): 30 mg/L 以下 脱水汚泥含水率: 0% 未満

○ごみ処理中間処理施設の概要

施設名称	田村西部環境センター	
所在地	福島県田村郡三春町大字富沢字細内 1 番地	
敷地面積	9,620m ²	
施設規模	ごみ焼却施設 (全連続燃焼式ストーカ炉)	40 t / 24 h × 1 炉
	灰溶融施設	6.4 t / 24 h × 1 炉
着 工	平成 16 年 6 月	
竣 工	平成 18 年 6 月	

施設名称	たむらクリーンセンター	
所在地	福島県田村市滝根町広瀬字矢大臣 48-29	
敷地面積	8,544.26m ²	
施設規模	ごみ焼却施設 (機械化バッチ式ストーカ炉)	32.9 t / 9 h
	粗大・不燃ごみ処理施設 (衝撃せん断回転式破砕機)	9 t / 5 h × 1 系列
着 工	平成 6 年 7 月	
竣 工	平成 8 年 3 月	

施設名称	彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設	
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313	
処理方式	サーモセレクト方式ガス化改質施設	
処分方法	焼却・溶融（ガス化溶融改質による発電並びにスラグメタル及び水酸化合物生成による再資源化）	

○し尿処理中間処理施設の概要

名 称	たむら水再生センター	
所在地	福島県田村市船引春山字赤間田 165	
事業主体	田村市	
敷地面積	2,200.88m ²	
処理能力	50kℓ/日（し尿 8kℓ/日、浄化槽汚泥 42kℓ/日）	
処理方式	希釈下水道処理方式（受入⇒脱水⇒希釈⇒公共下水道（大滝根水環境センター）へ放流）	

○最終処分施設の概要

施設名称	田村市船引一般廃棄物最終処分場	
所在地	福島県田村市船引町大倉字後田 40	
施設規模	埋立面積	5,400m ²
	埋立容量	29,833m ³ （最終覆土含む）
	水処理能力	43m ³ ／日
着工	昭和 59 年 7 月	
竣工	昭和 60 年 2 月	
備考	残容量（令和 3 年度末）	557.0m ³

施設名称	たむら一般廃棄物最終処分場	
所在地	福島県田村市常葉町西向字池ノ入 1-1	
施設規模	埋立面積	2,490m ²
	埋立容量	12,575m ³ （最終覆土含む）
	水処理能力	3.3m ³ ／日
着工	平成 18 年 1 月	
竣工	平成 19 年 3 月	

施設名称	株式会社ウィズウェイトジャパン 小野ウェイトパーク	
所在地	福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久 169-2 外	
施設規模	埋立面積	63,907m ²
	埋立容量	1,101,180m ³
	水処理能力	230m ³ ／日

計画の目標

1. 1人1日あたりのごみ排出量

令和4年度実績

807g

計画目標(令和5年度)

690g

207gの削減

2. リサイクル率

令和4年度実績

15.3%

計画目標(令和5年度)

23.8%

13.3ポイントの推進

3. 生活排水処理率

令和4年度実績

68.9%

計画目標(令和5年度)

66.0%

目標達成

田 村 市 環 境 課

〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2

Tel 0247-81-2272

Fax 0247-81-2522

<http://www.city.tamura.lg.jp>

E-mail : kankyo@city.tamura.lg.jp